平成２２年（フ）第１９号
群馬県伊勢崎市下道寺町394番地３
破産者　石倉優美子
１　決定年月日　平成22年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４１９号
相模原市南区若松４丁目10番１号　クレッセ103
破産者　奥山　勝巳
１　決定年月日　平成22年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１７６号
愛媛県新居浜市東田２丁目1704番地
破産者　石川　　卓
１　決定年月日　平成22年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２号
岩手県釜石市甲子町第15地割１番地30
破産者　平山　直子
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第５６号
岩手県釜石市甲子町第２地割19番地
破産者　鷲尾しま子
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８０５号
仙台市太白区土手内３丁目４番28号
破産者　高橋美代子
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９３号
仙台市泉区長命ケ丘１丁目９番地の７　アメニティヒルズ長命101
破産者　佐藤　重行
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４７号
宮城県岩沼市桑原１丁目８番40―１号
破産者　川瀬　ユリ
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
仙台市若林区一本杉町13番12―310号
破産者　笹間　勇徳
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
仙台市若林区大和町５丁目27番15号
破産者　水本　早人
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
群馬県渋川市半田56番地、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市岩神町４丁目23番12号
破産者　須田　和枝
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８４号
横浜市緑区寺山町647番地　ライオンズマンション中山第３　Ａ棟605号
破産者　石塚るみ子
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
新潟県佐渡市千種81番地
破産者　渡辺富美雄
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第２０５２号
愛知県尾張旭市西山町１丁目３番地15
破産者　黒田　良雄
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９９号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地35　宮津団地６棟303号
破産者　前川グリーンガーデンこと　前川　直弘
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２９号
愛知県東海市名和町向イ37番地の１　エントピア’95　２―Ｄ号室
破産者　ナカムラ鋼業こと　中村　　薫
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６０号
名古屋市港区当知４丁目201番地　犬飼ビル306号
破産者　大村化工こと　大村　保正
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８２号
名古屋市天白区八事山421番地　プラザフェニックス八事苑Ａ棟301号
破産者　大槻　和雄
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３号
名古屋市熱田区二番２丁目25番４―508号　二番荘
破産者　戴　　**輝阳**
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８８号
大阪府和泉市和気町１―２―５、住民票上の住所大阪府和泉市観音寺町199番地の１、開始決定時の住所大阪府和泉市室堂町715番地の１光明池サニーハイツ302
破産者　飯**塚**　　徹
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係